

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で稲作を営み、稲作の副産物(藁・粃殻)を使用して馬の飼育もしていた申立人について、原発事故による稲作中止のため、藁や粃殻の代わりに購入せざるを得なかったおが屑代相当額が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 その他費用(飼育中の馬のおが屑代)

期 間 平成23年3月11日から同25年5月31日まで

2 支払金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の和解金として金56万2000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目(ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(あるいは記名)押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月11日

(仲介委員 石原弘隆)